

も何れが正しきか未だ詳ならず。

14 今元史の記載によりて計算するに、五戸絲は太宗の制に比して倍額以上となり、五戸毎に二斤強を徵せり。江南戸鈔は成宗の制により、毎戸二貫文とすれば二萬戸にて四萬貫文となり一錠は五十貫文なれば四萬貫文は即ち八百錠となりて、よく記載と合す。想ふに五戸絲も世祖又は成宗の朝に増額せられしものなるべし。

16 此等歲賜の額は決して一定のものにあらずして多少の増減ありしものゝ如く、泰定三年七月には銀二百錠鈔八千錠に増額せられたること、泰定紀に見ゆ。

内 莊 宅 使 考

加 藤 繁

一
内莊宅使若しくは莊宅使は唐代に設けられた官廳であるが、此れを論ずるに當つては、先づ莊宅といふものに就いて一言しなければならぬ。

莊宅は莊即ち別莊と宅とである。莊は本來別莊であるが、當時の別莊には廣大な田園を包含するものが多かつたところから、莊の一字を、別莊と田園とを併せ意味する莊田莊園などいふ言葉と同様に用ひる場合もあれば、更に進んでは、莊莊田莊園などいふ言葉を總べて唯田園といふ意味に用ひる場合もあつた。内莊宅使の莊宅は、廣く解釋して、別莊第宅、田園

の三者を包容するものと見るべきであつて、斯く解釋して始めて實際の用例にも適合する。莊宅が別莊第宅田園を意味するとすれば、内莊宅使は當然別莊第宅田園を掌るものであらねばならぬ。從來唐の莊莊田莊園を、我國の莊園の如く、特殊の制度であると解釋し、隨つて内莊宅使を以て、此の特殊の制度の下に在る土地を掌るものと推定する學説が行はれた。併し、此れは、私が嘗て考證した如く、誤りである。唐の莊莊田莊園は、別莊や田園の類を漠然と指したに過ぎないので、此の言葉の使用の上に嚴格な約束があつたわけではない。法律上に於ても、莊莊園などいふものを認めて、之に對して特別な取扱をするやうなことは、全く無かつた。要するに唐の莊莊園は國法の認めた特殊の制度ではない。隨つて内莊宅使を以て此の特殊の制度の下にある土地を掌るものと見る解釋も成立たないのである。然らば内莊宅使は何を掌るものであつたか。私は此の疑問に對して答へる。内莊宅使は官有の別莊第宅田園などを掌るものであつたと。

註一 東洋學報第七卷第三號、拙稿「唐の莊園の性質及其の由來に就いて」

二

内莊宅使が官有の莊宅を掌るものであつたことを論證するには、先づ唐代に官有の莊宅存在したことを明にして置かねばならぬ。

唐代に於ては、官有莊宅の成立する場合が凡四つあつたと考へられる。第一は買上げで

あ。資治通鑑卷四十五文宗紀開成元年の條に

秋七月右拾遺魏謩上疏以爲陛下不遜聲色屢出宮女以配鰥夫竊聞數月以來教坊選試以百數莊宅收市猶未已又召李孝本女入宮中臣竊惜之

とあつて文宗の時盛に私有の莊宅を買上げたことを傳へて居るのは其の一例である。又宋の宋敏求の長安志卷七開化坊大薦福寺の條の原注には

寺院半以東隋煬帝在藩舊宅武德中賜尙書左僕射蕭瑀爲西園中後官市爲英王宅とあり同じく崇仁坊禮會院の條には

本長寧公主宅主及駙馬楊慎交奏割宅向西一半官市爲禮會院每公主郡縣主出降皆就此院成禮

とある。前の例に於ては蕭瑀の園を買上げて英王の宅とし後の例に於ては長寧公主の宅の一半を買上げて禮會院の敷地に充てたのであるが孰れも買上げと同時に一應官有の莊宅と爲つたものと認めて差支無い。官有の莊宅は隨時王公以下に下賜せられ或は官府の用に充てられたのだから私有の莊宅を買上げて之を補充する必要がある。されば莊宅の買上げは屢實行されたことと考へられる。第二は獻納である。舊唐書卷十穆宗紀元和十五年十一月の條には

乙卯上幸金吾將軍郭縱城南莊縱以莊爲獻

とあり同書卷百三十四馬燧傳子暢の條には

燧貨買甲天下。燧既卒。暢承舊業。屢爲豪幸。邀取貞元末。中尉申志廉。諷暢令獻田園邸宅。

とあるが如きは其の例である。第三には沒收である。唐律疏議七卷十賊盜律一に據れば、謀

反大逆を犯したものの、奴婢資財田宅等は、一切沒收することゝ爲つて居るが、實際に於ても、

叛逆の名を被つて田宅を沒收されたものが甚多い。唐の封演の封氏聞見記五卷に御史大夫

王拱が、弟緡の謀叛に坐して死を賜はり、第宅を沒收された時の事を述べて

至天寶中。御史大夫王拱有罪。賜死。縣官簿錄太平坊宅。數日不能遍宅。內有自雨亭。從簷上飛

流四注。當夏處之。凜若高秋。又有寶鈿井欄。不知其價。他物稱是。

と云ひ、又新唐書十卷八諸公主傳。太平公主の條に、公主が逆謀を蓄へて身を滅したことを述べ

て

主聞變。亡入南山。三日不出。賜死于第。諸子及黨與死者數十人。簿其田賞。瓊瑤若山。督子貸。凡

三年不能盡。始主作觀池樂游原。以爲盛集。既敗。賜寧申岐薛四王。

と云ふが如きは、僅に其の一端に過ぎない。唐會要十卷三八租稅上に

十四年曆大五月。内莊宅使奏。州府沒入之田。有租萬四千餘斛。宮中主之。爲冗費。上令分給所

在。以爲軍儲。

とあるに據れば、沒收の土地は廣く各州府に散在して居たものと思はれる。第四に擧ぐべ

きは前代の朝廷並に王公等の所有して居た土地並に廢殘の寺院など、一括して言へば無主

の土地建物が、官有に歸したことである。既に掲げた如く長安志七卷大薦德寺の條には寺院

半以東隋煬帝在藩舊宅武德中賜尙書左僕射蕭瑀云云とあり又同書卷九道德坊開元觀の條には

本隋秦王浩宅武后朝置永昌縣。

とあるが此れは孰れも前代王公の邸宅が官有と爲つた例と見ることが出來よう。又同書卷八進昌坊大慈恩寺の條に

隋無漏寺之地武德初廢貞觀二十二年高宗在春宮爲文德皇后立爲寺故以慈恩名。

とあり同書卷九永嘉坊申王搗宅の條には

本中書令許敬宗宅後爲無量寺寺廢賜申王搗宅。

とあるが此等に依つて廢寺の官有に歸したことが認められよう。以上の四つが官有莊宅成立の主なる原因と考へられる。

註二 唐國史補卷中馬暢宅大杏の條にも此れに似た話が見える。

三

官有莊宅の主な用途も四つばかり計へ上げることが出来る。其の第一は朝廷自らの用に供することである。前節に長寧公主の宅の一半を買上げて禮會院としたことを述べたが此の如きは其の一例とすべきであらう。舊唐書卷七上敬宗本紀寶曆二年六月の條に

以延康坊官宅一區爲諸王府司局。

とあるのも同様である。第二は喜捨である。

唐會要卷四十八 天宮寺の條に

觀善坊。高祖龍潛舊宅。貞觀六年。立爲寺。

とあり、長安志卷八 長樂坊、大安國寺の條に

睿宗在藩舊宅。景雲二年立爲寺。以本封安國爲名。

とあるが、此等は官有莊宅喜捨の例に外ならぬ。第三は下賜である。莊宅は隨時王公主將相以下に下賜されたので、其例は極めて多い。舊唐書卷九 玄宗本紀、天寶十三載正月の條に

加安祿山尙書左僕射。賜實封千戶。奴婢十房。莊宅各一區。

とあり、同書卷十 德宗本紀上、興元元年七月の條に

賜李晟永崇里第。女樂八人。

とあり、同じく九月の條に

賜渾城大寧里第。并女樂五人。

とあり、同書卷五 憲宗本紀下、元和十四年二月の條に

制以淄青兵馬使金紫。光祿大夫。試殿中監兼監察御史劉悟。檢校工部尙書滑州刺史充義成

軍節度使。中賜錢二萬貫。莊宅各一區。

とあるなどを首めとし、數多くあつて、一一列擧することは出来ない。下賜の莊宅を、受領者の意の儘に賣買質入することが許されたのは、憲宗の元和八年の事で、舊唐書卷十 憲宗本紀

下、同年十二月の條に

辛巳勅。應賜王公公主百官等莊宅。碾磑店鋪車坊園林等。一任貼典貨賣。其所緣稅役。便令府縣收管。^(三)

と見へる。此の年特に斯様な勅の降つたのを觀れば、此れまでは、下賜の莊宅の賣買質入は禁止されて居たと解釋しなければなるまい。唐會要^{卷十五}に

四年^{〇元}三月。上覽貞觀故事。嘉魏徵諫諍。詔令京兆尹訪其子孫及故居。則質賣更數姓。析爲九家矣。上愍之。出內庫錢二百萬贖之。以賜其孫稠及善馮等。禁其質賣。^(四)

とあるが、此れは魏徵の子孫が再第宅を失はんとことを慮つて、當時既に下賜の莊宅の質賣が許されてあるにも拘はらず、特に之を禁じたものであらう。第四に擧ぐべきは質附である。

唐會要^{卷八}街巷部。太和五年七月。左右巡使の上奏に

伏見。諸司所有官宅。多是雜質。尤要整齊。

とある。此れに依つて、當時長安に多くの官有の貸家のあつたことが窺知られる。唐代に於ける官有の貸家に關する資料は、右の上奏文以外には見當らないやうである。併し宋史^{卷百六十五}職官志。太府寺店宅務の條にも

店宅務。掌官屋及邸店。計置出佃。及修造之事。

と云ひ、官有の家屋邸店を賃貸する制度のあつたことを傳へ、宋の高丞の事物紀原^{卷一}には宋會要を引いて、

宋朝會要曰。大中祥符五年正月。以雪寒。應店宅務賃屋者。免僦錢三日。此雨雪免房錢之始也。七年二月詔。貧民住官舍者。遇冬至寒食。免僦直三日。此節日放免之始也。

と云つて居る。蓋官有家屋の貸附は、唐宋以來引續いて行はれ來つたことで、清朝時代にも、戸部や八旗都統などに隸屬した貸家のあつたのは、隠れもない事實である。

官[○]有[○]莊[○]宅[○]は[○]又[○]往[○]々[○]に[○]し[○]て[○]賣[○]却[○]さ[○]れ[○]た[○]。金[○]石[○]萃[○]編[○]卷百十四勅[○]内[○]莊[○]宅[○]使[○]牒[○]に[○]曰[○]く

萬年縣澆川鄉陳村安國寺金經 □壹所計估價錢壹伯參拾捌貫五百壹 □文

舍參拾玖間 雜樹共肆拾九根 地壹□畝玖分 莊居東道並菜園 西李牀和 南龍

道 北至道

前件莊准 勅出賣勘案内 □正詞狀請買價錢准數納訖其莊 □ 巡交割分付仍估賣

人知任便爲主 □要有廻改一任貨賣者奉 使判 □者准判牒知任爲憑據者故疎

判官内僕厨承彭 □

副使内府厨令緋 □劉行宣

使兼鴻臚禮賓等使特進知 □田紹宗

安國寺は既に述べた如く睿宗の勅願寺で、長安の東北隅にある。此の寺の僧正言が、官有の土地家屋の拂下げを請ひ、價錢一百三十八貫五百餘文を悉く上納し了はつたので、内莊宅使から之を下渡し、拂下げの證として此の牒を發したのである。此の牒が、大中の初年に發せられたことは下文に依つて知られるが、長くなるから省略することとした。又唐會要卷七十六

王府官の條にも

略上寶曆三年、瓊王府長史裴簡永、狀請與諸王置王府一所。伏見諸王府、本在宣平坊東南角。推毀多年、因循不修。至元和十三年七月十三日、莊宅使收管。其年八月二十五日、賣與邠寧節度使高霞寓。云云。

と云ひ、諸王府の廢墟の、莊宅使に收容されて居たのが、更に邠寧節度使高霞寓に拂下げられたことを傳へて居る。官有の土地家屋の拂下げられたことは、此等の事例に依つて窺知られる。

註三 此の勅は唐會要卷八禮禮の條にも見えるが、併し舊唐書の其れに比すれば、稍省畧されて居る。

註四 資治通鑑卷二百三十七、元和四年閏三月の條にも、此れと大同小異の記事がある。

註五 莊は莊の畧字である。莊の更に省略されたのが庄である。

四

右に述べた所に依つて唐代に官有の莊宅の存在したことは明である。官有莊宅の生ずる原因は、買上獻納、沒收、並に前代の朝廷王公等の所有地及廢殘の寺院などが自ら官有に歸することなどである。官有莊宅の用途は、朝廷自らの用に供すること、並に喜捨、下賜、貸附などであつて、時としては民間に賣却されることもあつた。

官有莊宅の存在は既に明になつたが、此の莊宅は何人に依つて管理されたのであらうか。

前節に掲げた數々の例の中、内莊宅使又は莊宅使の名の見えるのが三つある。即ち唐會要十卷八、大歷十四年の條には、内莊宅使奏。州府没入之田、有租萬四千餘斛、云云とあり、金石萃編百卷四に收められた官有の地所、家屋拂下げの牒は、内莊宅使から發行したもので、勅内莊宅使、四と題されて居り、唐會要十卷七、十六、王府官の條には、諸王府器中、摧毀多年、因循不修、至元和十三年七月十三日、莊宅使、收管とある。内莊宅使と莊宅使との異同は、次に論ずることゝして、茲では姑く同じものと見て置く。右三個の例に據れば、没收されて官有と爲つた土地は、内莊宅使に依つて掌られ、官有田宅の拂下げも、内莊宅使に依つて掌られ、廢頽した諸王府の地所、建物も、莊宅使に依つて收容され、管理されたのである。官有莊宅の買上や獻納や下賜や貸付や其の他種々の場合に於て、何人が之を掌つたかは、現存の資料に於いては、明言されて居ない。併乍ら右三個の事例から推せば、此等の場合も、莊宅使に依つて掌られたと見て、差支へあるまい。

私は假りに、内莊宅使と莊宅使とを同じ者と見たが、果して左様かどうかは、一應考究を要する。抑内莊宅使の内は、此の官廳が内廷に隸屬するものであることを意味することは、内教坊、内文學館などの内と同様である。宋の高丞の事物紀原六卷に據れば、唐代に於ける内宇を帯びた使名には、此の外内客省使、内弓箭使、内八作使などあつたのである。さうして單に莊宅使といふのは、内莊宅使の略稱であるかも知れないと同時に、或は又全く別なもので、恰も、内教坊の外に、長安市中に、左右教坊の設けがあつたのと、同様、内莊宅使の外、別に莊宅使と

いふ官廳が存在したのかも知れぬ。事物紀原六卷莊宅の條には、唐の李吉甫の百司舉要を引いて

李吉甫百司舉要曰、則天分置莊宅使。又曰、司農別有園苑莊宅使。

と云つて居る。此れに依れば、莊宅使に二種あつて、一つは司農寺に屬したのである。今一つに就いては、説明を缺いて居るが、恐らくは内廷に屬したのであらう。尙ほ事物紀原上内園の條には

李吉甫百司舉要曰、則天分置園苑使、後改曰内園。又曰、司農別有園苑使。

と云ひ、園苑使にも二種あつたことを傳へて居る。李吉甫は憲宗の宰相で、博學多聞、最唐代の故實に精しく、百司舉要の外、元和郡縣志、國計簿等を著した人であるから、彼の言は大體信ずるに足るであらう。故に彼に従つて二種の莊宅使の存在を認め、且つ其の一つは外朝に隸し、一つは内廷に隸屬したと解して妨げあるまい。さうして斯く二種の莊宅使が存在したとすれば、其の内廷に隸するものは内莊宅使と呼ばれ、外朝——精密に言へば司農寺に隸するものは單に莊宅使と呼ばれたと見るべきであらう。事物紀原に引かれた百司舉要の文には、どちらにも莊宅使とあるが、此れは百司舉要の原文の儘か、又は事物紀原の著書が省畧を加へたのか、詳でないけれども、孰れにせよ、其の一つ即ち則天の時創設されたところのは、内莊宅使と呼ぶのが本當であらう。さうして内莊宅使は宮中に直屬した莊宅を掌り、莊宅使は司農に屬する莊宅を掌つたのであらう。宮中に屬する莊宅も、司農に屬する莊宅も、

同じく官有の莊宅であるが何等かの事情に依つて、或は宮中直屬と爲り、或は司農所屬と爲つたのであらう。

百司擧要の文に依つて二種の莊宅使の存在を認め得ることは、上述の如くであるが、併し其の文は極めて簡單で、原書の一二句を摘出したに過ぎないから、委しいことは窺ひ難い。即ち二種の莊宅使を置くことが、則天以後李吉甫の頃まで繼續して行はれたかどうかは詳でない（莊宅使創設の時期に就いては異説があるけ、れども、茲では假りに則天時代と認めて置く。）又李吉甫は憲宗の元和九年に卒したのであるから、此の書の記載は其れ以後には及ばない。元和九年以後に二種の莊宅使が存在したか否かは此の書と没交渉である。要するに内莊宅使、莊宅使の併置された期間は明瞭でない。抑内莊宅使の名は、私の知る所では、凡五つ見える。即ち次の如くである。

代宗大曆十四年五月前揭、唐會要卷八十三。

德宗貞元四年二月勅唐會要卷八十六、唐街巷註に引く。

敬宗寶曆元年九月勅唐會要卷三十、七、唐雜記註に引く。

同 寶曆二年九月勅舊唐書卷十七、敬宗本紀。

宣宗大中初年、勅内莊宅使牒前揭、金石萃編卷百十四。

又莊宅使といふのは三つで、

順宗貞元二十一年六月詔册、府元龜卷四百九十、一、邦計部九、下に引く。

憲宗元和十三年七月前揭、唐會要卷六十七、王、府官。

昭宗天祐元年閏四月勅舊唐書卷二十上昭宗本紀下に引く。

に見える。就中、舊唐書昭宗本紀天祐四年閏四月の條には

戊申勅。今後除留宣徽兩院、小馬坊、豐德庫、御厨、客省、閤門、飛龍莊、宅、九使外、其餘並停(八)下略

とあつて、莊宅使が宣徽兩院使など、共に存留されたことを傳へて居る。宣徽兩院使以下總べて内廷に隸屬した官職であるから、所謂莊宅使も同様であらう。隨つて莊宅は内莊宅の略稱と認めるのが適當であらう。又上に一言した如く、百司擧要の文に、則天の時創立したとある莊宅使も内莊宅使と認むべきである。されば内莊宅使は、則天以來、代宗、德宗、敬宗、宣宗等を経て昭宗に至るまで繼續して存在したと認めて差支あるまい。さうして右天祐四年の例に徴すれば、莊宅使の三字は、内莊宅使の略稱としても用ひられたことゝ受取られる。次に矢張莊宅使の名の見える冊府元龜、貞元二十一年六月の詔には

六月丙申詔曰、朕君臨寰海、子育兆人、思欲阜其財、求俾遂生殖、然後導之以禮樂、齊之以政刑、興康讓之風、洽和平之理、而比聞官司之內、尙有連懸、每念黎庶、用深憂軫、永言勤恤、宜有蠲除、其莊宅使、從興元元年、至貞元二十年十月三十日、已前畿內及諸州府莊宅、店舖、車坊、園、磴、零地等、所有百姓及諸色人、應欠租課、斛、斗、見錢、繩、絲、草等、共五十二萬餘、並放免、朕方與人休息、致之富壽、物有不得其所、事有可利於人、寤寐求思、予無所愛、宜加曉示、令悉朕懷、

とある。順宗は是より先、貞元二十一年正月即位し、二月天下に大赦し、同月以前に於ける一般人民滯納の榷酒兩稅錢を放免し、且つ京畿諸縣の同年の秋夏青苗錢を免除した。さうし

て六月に至り、更に右の詔を降して畿内及諸州府に於ける莊宅使所管の莊宅店舖等の欠租課を放免した。即ち重ねて恩典を施し、民と共に休息するの至意を示したのである。此の莊宅使も内莊宅使の略稱と解釋されぬことはない。内莊宅使所管の莊宅が畿内にあつたことは言ふまでもないが、尙ほ天下諸州府に散在したことは、既に屢掲げた大曆十四年の内莊宅使の上奏に依つて明である。されば右の莊宅使を内莊宅使の略稱と解しても撞着するところはない。且つ右の詔に、民と休息し、予へて愛しむことなきよしを懇諭してあるのを觀れば、此時天子に最手近な内廷所屬の莊宅の欠租に對して放免の恩典が與へられなかつたとは考へにくいやうである。隨つて所謂莊宅使は内莊宅使と解釋した方が、寧ろ適當ではあるまいか。次に今一つの莊宅使、即ち唐會要^{十卷}七六王府官、元和十三年の條に見える莊宅使は、内莊宅使の略稱か、將又司農所屬の莊宅使か、詳にし難い。要するに、三個の莊宅使の内、一つは内莊宅使と解釋するのが適當と認められ、次の一つも左様解釋するのが適當らしく考へられるのである。果して然らば、唐代の文書類に官有莊宅管理の官廳として現はれたもの、大部分は皆内莊宅使であり、司農所屬の莊宅使かどうかと疑はれるやうなものは、僅に一つばかりに過ぎないのであつて、此れに由つて官有莊宅管理者の最主要なものは、莊宅使であつたことを認めて妨げあるまい。五代から宋へかけては唯一つの莊宅使が内廷に設けられたやうであるが、願ふに此れは五代に至つて始めて起つたことではなく、唐代から左様であつたかも知れぬ。さうして、唐の中葉以後の文書記録に現はれた官有莊宅管理

の官廳の大部分が内莊宅使と記され、若しくは左様解釋されるのは、内莊宅使が官有莊宅を管理する最主な官廳であつた爲ばかりでなく、或は司農莊宅使は裁汰せられ、莊宅管理の專官としては内莊宅使だけ存在し、單に莊宅使といふのは、悉内莊宅使の略稱であつた爲かも知れぬ。司農所屬の莊宅使がいつ設けられ、いつ罷められたかは詳でないけれども、順宗の時には既に裁汰せられ、内莊宅使のことを莊宅使と呼んでも混雜を來す虞がないので、さてこそ、貞元二十一年の詔に此の三字を内莊宅使の意味に用ひたのかも知れぬ。資料が乏しいので、確實な斷案は下されぬが、要するに、二種の莊宅使の置かれたのは或一時期のこと、則天以後一貫して存続したのは内莊宅使だけであつたと見るべきであらう。

内莊宅使司農の莊宅使の外に、尙ほ東都莊宅使といふものゝあつたことは、舊唐書卷十憲宗本紀上、元和二年六月の條に

癸酉、東都莊宅使織造戶並委州縣收管。

とあるに依つて知られる。東都とは洛陽、即ち河南府を指す。蓋洛陽地方に官有莊宅が多かつたので、此れを掌る爲に、特に此の官が設けられたのであらう。唐代に於ては、往々にして、同じ名の官職が東西兩京に設けられた。僧尼を掌る功德使が長安と洛陽と双方に置かれた如きは其の一例である。莊宅使も亦同様であつたのである。東都莊宅使が五代まで存続したことは、冊府元龜卷四百八十八邦計六、周太祖廣順二年の條に

二月宣徽院言、雒京留司奏、莊宅等六司、夏秋稅額、頃畝地土園林亭殿房室水磴什物係籍者

云云。

とあるに依つて知られる。

註六 唐會要卷八十六街巷の條に曰く、貞元四年二月勅、京城内莊宅使界、諸街坊牆有破壞、宜令取兩稅錢、和雇工匠修築、不得科斂民戶。

註七 唐會要、卷三十雜記に曰く、其年(寶應元年)を指す九月勅、長春宮莊宅、宜令内莊宅使營建。

註八 此の勅は唐會要卷七十九諸使雜錄下にも見える。

五

私は内莊宅使——並に司農莊宅使、東都莊宅使——を以て官有莊宅を掌るものと見た。さうして莊宅は第宅別莊、田園を包含すると説いた。莊宅といふ言葉は如何にも第宅別莊、田園の三つを包含するに相違なく、又内莊宅使以下の最主要的な職務は此の三つを掌ることに在るに相違なからうが、併し此の三つを掌ることが、莊宅使の職務の全部ではなかつた。前に援引した如く、舊唐書卷十憲宗元和八年の勅に

應賜王公公主百官等莊宅、碾磴店鋪、車坊園林等。云云。

と云ひ、王公百官等に莊宅の外、碾磴店鋪、車坊などを賜はつたことを示して居るが、此等のものも、莊宅と同じく、内莊宅使等に依つて掌られたことは、此れも前に引いた冊府元龜卷九十四貞元二十一年の勅に

其莊宅使、從興元元年至貞元二十年十月三十日已前、畿内及諸州府莊宅店鋪、車坊園磴、

地等云云。

とあるに依つて知られる。碾礮は水車であつて、詳に言へば碾は水力を利用して穀物を春づくもの、礮は斯くして白げた穀物を轆いて粉末とするものを指す。碾礮は當時好個の財産として貴ばれ、王公寺觀富賈等は、長安に程近き鄭渠、白渠などに多く之を造り、灌漑を妨げるまでに至つたのであつた。蓋之を人に貸附けて賃金を取つたのであらう。長安地方は、人口も多く、殷富であつたから、精米粉末の需要が盛で、碾礮を造つて貸附ければ、多額の賃賃が擧がつたのであらう。店舗は、市場の中に、商店として建てられた貸家であらう。當時寺院などにも此種の貸家を持つて居るものがあつたと見え、金石萃編^{十卷}百三重修大像寺記に擧げられた此の寺の不動産の中に

東市善和坊店舍六間半。

とある。當時市場の區域は一定して居たのだから、其の一定した區域の中の貸家を貸すとは、市場に於て營業する權利を貸すことに外ならぬ。従つて其の賃賃は随分不廉なものであつたらう。車坊の意義は詳でない。坊は長安の興道坊開化坊などの坊の如く、市街の名にも用ひられるけれども、車坊の場合は、左様とは受取られない。教坊、五坊、病坊、小馬坊などの坊と同様、或營造物を指すのであらう。さうして車坊は碾礮店舗なども同じく收益を生ずるものらしいから、想ふに馬車などを備へて賃賃を營む處ではあるまいか。即ち貸馬車屋のやうなもので、所有者は之を人に貸附けて營業せしめ、一定の租課を徴收したのではあ

るまいか。それから園林は園圃森林であらう。貞元二十一年の勅には園礎とあるが、此れは園林碾礎の略に外ならぬ。又園圃の主まなもの、一つが茶園であつたこと、並に鹽畦も官有不動産の一つであつたことは、下に引く唐大詔令集所載穆宗即位赦に依つて知られる。要するに内莊宅使——並に司農莊宅使東都莊宅使——は、莊宅を始めとし、碾礎、店、鋪、車、坊、園、林等あらゆる種類の官有不動産を管理するものと認めなければならぬ。

併乍ら官有不動産が悉内莊宅使——並に司農莊宅使東都莊宅使——に依つて掌られたのではな。舊唐書卷七上敬宗本紀寶曆二年九月の條には

勅戸部所管同州長春宮莊宅宜令内莊宅使管係。

と云ひ、此年九月まで、戸部が長春宮莊宅を掌つたことを傳へて居る。又前に引用した如く、唐會要卷十六太和五年、左右巡使の上奏には

伏見諸司所有官宅多是雜賃尤要整齊。

とあつて、長安市中の官有宅舎が、數々の官廳に依つて掌られたことが見える。此等の例に依つて官有莊宅は便宜のまに、數々の官廳に隸屬せしめられたことが察せられる。併乍ら官有莊宅の大部分は、官有莊宅を掌る最主なる官廳たる内莊宅使に隸屬したと見るべきであらう。内莊宅使が存するに拘はらず、官有莊宅の幾分を他の官廳の管理の下に置いたのは、一見異しむべきやうであるが、斯様な不統一は古今を通じて屢見出されることで、決して珍らしくならぬ。

内莊宅使の權限は穆宗即位の初著しく縮少されたやうである。此れは唐大詔令集十卷穆宗即位赦の中に見える。

諸州府除京兆河南府外、應有官莊宅鋪店碾磑茶菜園鹽畦車坊等、宜割屬所管官府の一節に依つて窺知られる。文中、除京兆河南府外とあるから、此の二府に存在する官有不動産は舊に仍つて、内莊宅使若しくは東都莊宅使に隸屬したのであるが、此の二府以外に於ける天下諸州府の官有莊宅鋪店碾磑茶菜園鹽畦車坊等は、總べて其の所在地の官廳即ち州府に隸屬することゝ改められたのである。東都莊宅使は、本來河南一府の官有不動産を掌るものであるから、此の改革の爲に殆何の影響も與へられなかつたであらう。併し内莊宅使は、從來畿内即ち京兆府、並に天下諸州府の官有不動産を管理したのであるから、右の赦文に因つて、其の權限に重大な變動を生じた筈である。即ち天下諸州府の官有不動産に對する管理權を喪失して、僅に京兆府の官有不動産を掌ることゝ爲り、其の性質は、東都莊宅使と殆擇ぶところ無きに至つたことを認めなければならぬ。此の改革は、内廷の收入を割いて地方官廳に與へ、地方の經費を豊ならしめようと試みたもので、即位に際し、勉めて恩澤を施す所以に外ならぬ。さうして、斯く、天下諸州府の官有不動産が地方官廳の管轄に移された後は、中央に於ける官有不動産管理の專官は、内莊宅使唯一つで足つたことゝ察せられる。

尙ほ右の赦文に擧げられた官有不動産の中に、茶菜園鹽畦などいふものが見えるが、鹽畦は鹽田である。唐は肅宗の頃から、鹽の專賣を行つたのであるが、さりとて、天下の鹽田が悉

官有に歸したわけではあるまい。明清時代の制度に依れば、鹽田には、官有のものゝと民有のものゝとあつたが、唐に於ても恐らくば左様であつたらう。さうして官有鹽田に於ては、專賣收入の外、鹽田所有者としての收入があつたであらう。されば、右赦文の官有不動産の中に鹽畦の二字が見えるのは異しむに足らぬ。又茶の飲用は、唐に至つて、大に流行し、其の栽培も盛に行はれたから、茶園は收益の多い貴い財産であつたのであらう。

六

次には莊宅錢のことを述べよう。長安志^{七卷}崇義坊段秀實宅の條に

德宗所賜宣宗大中十年詔段秀實崇義坊宅諸院典在人上計錢三千四百七十五貫宣賜莊宅錢收贖仍令鴻臚少卿段又楚追貼舍人計會。

と云ひ、莊宅錢を出して段秀實の宅を收贖するの詔を掲げて居る。又同書^{八卷}長樂坊興唐觀の條には

元和初年命中尉彭忠獻帥徒三百人修興唐觀賜錢千萬使壯其舊制其觀北拒禁城因是開禎道爲行幸之所以內庫絹千匹柴千斤爲夫役之賜莊宅錢五千萬雜穀千石充修齊醮之費と云ひ、莊宅錢及雜穀を出して齋醮を修するの費に充てたことを傳へて居る。莊宅錢に關しては、私は右二條だけより見出し得ないので、其の性質を詳にすることは困難である。併し此の二個條に依つて察するに、所謂莊宅錢は、莊宅に關する用途を主とし、便宜上其他種々

の用途にも使用されたい。即ち段秀實の故宅を質受する爲にも使用され、又與唐觀の齋醮の費用としても使用されたのであるが、官有莊宅の營造修繕買上げなどにも勿論使用されたであらう。莊宅錢の財源に至つては全く傳へられない。併し莊宅を首めとし碾磑店鋪などくさくさの官有不動産からは、少からぬ收入を生じた筈であるから、此の收入がやがて莊宅錢に外ならないのではあるまいか。官有不動産からは、錢のみならず穀物も收められた筈である。さればこそ長安志興唐觀の條には、莊宅錢と併せて雜穀をも擧げたのであるまいか。私は斯く推定して大過ないことゝ考へる。官有不動産は、内莊宅使以外の官廳にも隸屬し、隨つて官有不動産の收入は、内莊宅使以外の官廳に於ても生じた筈であるが、併し此等が總べて莊宅錢と呼ばれたのではあるまい。恐らくは、官有不動産を掌る最主な官廳が内莊宅使と名づけられた如く、官有不動産收入の中で最主なる内莊宅使の收入が、專莊宅錢と呼ばれたのであらう。

莊宅錢の上り高がどれだけあつたかは勿論分らない。唯其れが穆宗以後頓に減少したことは、前節に掲げた穆宗即位赦に依つて察せられる。

七

内莊宅使に宦者を任命する掟であつたことは、元の胡三省の資治通鑑の注にも見える。即ち同書卷四十五文宗紀開成元年の注に

唐内諸使有教坊使莊宅使皆宦者爲之。

とある。私は此れに同意する。前に掲げた金石萃編の勅内莊宅使牒の末には

判官内僕局丞彭 □

副使内府局令緋 □ □ 劉行宣

使兼鴻臚禮賓等使特進知 □ □ 田紹宗

とあつて、内莊宅使の下に副使判官等の置かれたことが窺はれるが、此の正使田紹宗以下は孰れも宦者であらう。副使劉行宣はその本官は内府局令であつたのだが、新唐書百官志に依れば、内府局令は正八品下で、内侍省に屬して居る。判官彭某は内僕局丞（承は承であらう。）であるが、内僕局丞は正九品下で、矢張内侍省に屬して居る。内侍省は宦者から成立つ役所である。

内莊宅使創設の時期は、百司舉要に従つて假りに則天の時と認めて置いたが、此れには異説がある。事物紀原には、百司舉要の文を引いて、直ぐ其の下に

馮鑑續事始則云玄宗置唐會要曰昭宗天祐元年正月勅亦有莊宅使也李肇國史補曰玄宗開元止天寶末置使有莊宅使。

と云ひ、唐の馮鑑李肇二人の玄宗創設説を傳へて居る。馮鑑の續事始も李吉甫の百司舉要も俱に亡びて傳はらないから、親しく此等の書の記事を檢して、其の本づく所を質すことは出來ない。又李肇の國史補は、現に傳はつて居るけれども右のやうな文は、脱落したのかど

うか、見出されない。随つて李馮諸家の説を詳に考査することはむづかしい。天子直屬の財産が増加したのも、宦者を重用したのも、俱に唐の中葉以後のことであるから、玄宗の時に内莊宅使を創設するといふことも有得べきである。併し官有莊宅は玄宗以前に、夙に存在したのであるから、則天の時に内莊宅使を設けるといふことも、均しく有得べきである。即ち此等の方面から考へて、右の二説を是非することも出来ない。要するに内莊宅使の起源は明白でないが、強ひて言へば、其の著者が唐代の制度に精通し、且つ朝廷の記録を十分利用すべき地位にあつたことに鑑みて、百司擧要の所説を信すべきではあるまいか。

八

内莊宅使の考究は、種々の點に於て興味あることであるが、私が特に其の真相を闡明しようとして試みたのは、莊園の研究上、此の官職を等閑に附することが出来ないからである。私は内莊宅使が官有不動産を掌るものであることを立證しようとして努力した。若し、此の努力が失敗に終らなかつたとすれば、唐の莊園の性質を確かめる上に、幾分の裨益を與へることになると信ずる。〔完〕